

広島県告示第六百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
生活協同組合ひろしま	広島市西区草津港二丁目八番四二号	生協ひろしま介護サービス・観音	広島市西区南観音五丁目二番九号	平成一九年四月一日
株式会社ニックス	広島市東区尾長東二丁目六番六号	ニックス中訪問介護事業所	広島市中区西白島町二二一六〇	平成一九年五月一日
株式会社ジュンオフィス	広島市佐伯区石内南二丁目一一一八	杜の街介護センター	広島市佐伯区五日市中央一丁目二〇一―一五パルコ中央一〇七	平成一九年五月一日
株式会社海来コーポレーション	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	ヘルパーステーションみらい	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	平成一九年五月一日
株式会社福祉情報センター	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	ヘルパーステーションぼけっと	東広島市八本松町正力一二七六番地五号	平成一九年五月一日